

## 自動車臨時運行許可(仮ナンバー)の申請

### <臨時運行許可が必要な場合>

- ・未登録自動車を新規登録、検査するために運行する場合
- ・車検切れの自動車を検査、登録するために運行する場合
- ・その他、道路運送車両法に定められた目的で臨時に運行する必要がある場合

### <必要な物>

- ①自動車の車台番号、車名、形状等が分かる書類(例:自動車検査証・抹消登録証明書・登録識別情報等通知書・通関証明書等)
- ②自動車損害賠償責任保険証明書(自賠責保険)の原本。(コピー不可。保険有効期限が臨時運行する期間を満たしているもの。保険有効期限の最終日は許可できません。)
- ③個人の申請者の場合は、本人確認書類(運転免許証等)
- ④手数料 1件750円
- ⑤自動車臨時運行許可申請書(窓口でご記入いただいても結構です。)

★許可申請書ダウンロードはこちら→ [自動車臨時運行許可申請書](#)

### <申請場所>

- ・町民生活課戸籍担当(本庁舎1階②番窓口)

### <申請受付日・時間>

- ・午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)
- ・申請は、原則運行する日の当日にお願いします。運行する日が早朝の場合、土・日曜日、祝日の場合等、当日の申請では間に合わない場合は、運行する日の直近の開庁日に申請できます。

### <運行許可期間(有効期間)>

- ・最大5日間(土・日曜日、祝日も日数に含む)

### <その他>

- ・番号標、許可証は運行許可満了後、5日以内に返納してください。
- ・運行許可期間後、5日以内に返却しない場合は、道路運送車両法違反による罰則が適用されることがあります。

### <お問い合わせ先>

- ・町民生活課 戸籍担当 TEL0556-22-7208(直通)